

「情報銀行」認定マーク・認定証授与式（2019年7月8日）

# 「情報銀行」認定について

井上 貴雄  
情報銀行推進委員会 委員長



# 「情報銀行」認定の意義（1/2）

● 認定団体により、認定基準に適合した事業を認定することで、生活者にとって安心で安全な「情報銀行」であることを示すことが可能。

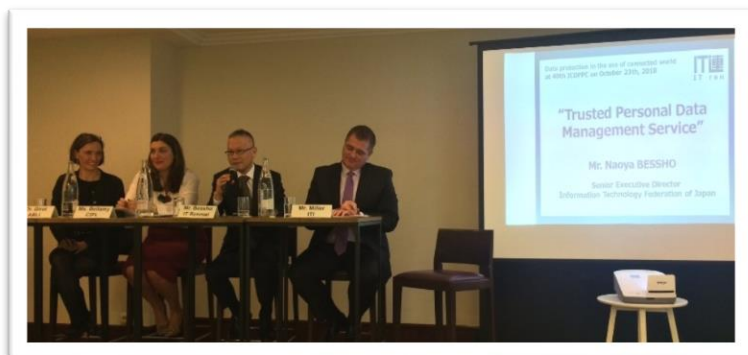
生活者の情報を第三者に提供することへの漠然とした不安などを低減させ、データ流通・活用を推進し、経済発展と社会的課題の解決に寄与。

● 事業者にとっては、国際水準の※プライバシー保護対策や情報セキュリティ対策等に関する認定基準に適合している、安心・安全な「情報銀行」として、生活者に対し、生活者自身の情報を信頼して託せられる事業者であることをアピールすることが可能。

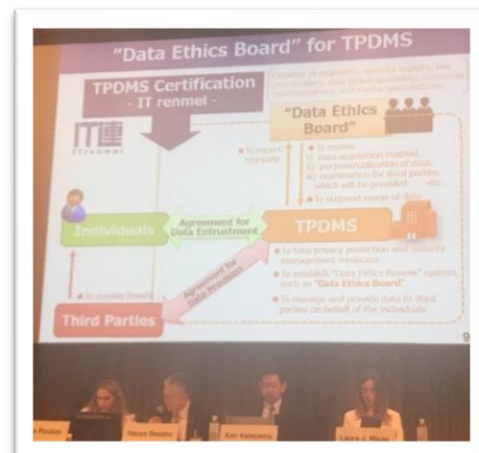
※ISO/IEC 29100（JIS X 9250）

# 「情報銀行」認定の意義 (2/2)

- **生活者が自らの情報資産を主体的に活用**することを通じて、豊かな暮らしを享受することができる社会を実現。
- **また、プライバシーポリシーの約款化と「データ倫理審査会」の設置を条件とした「情報銀行」認定については、民事上の執行力の付与と、倫理的観点からのデータ利用の担保という2側面において、国際的にもリードできる自主基準。**

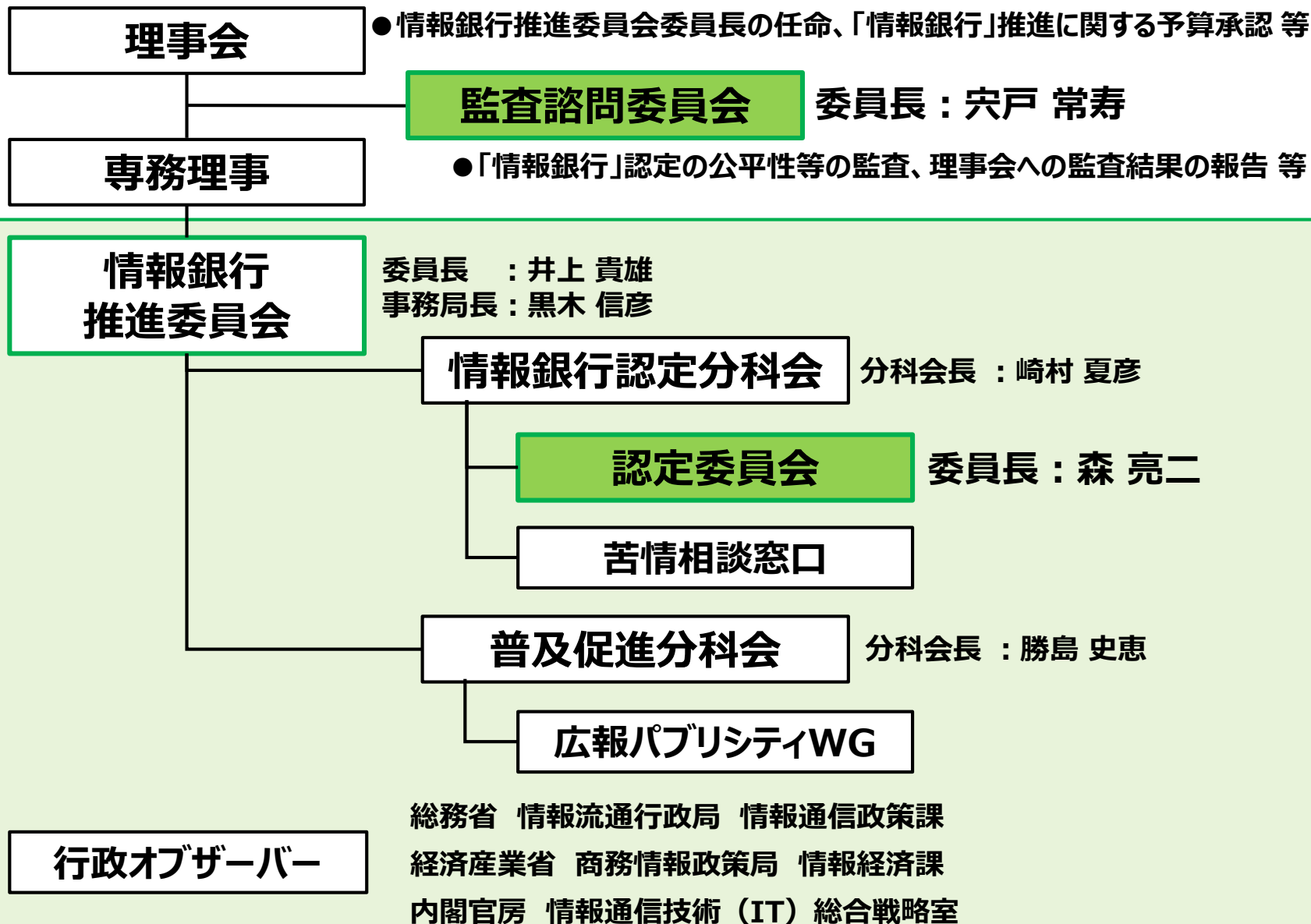


2018年10月23日 ICDPPC (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners : データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議) サイドイベントにて

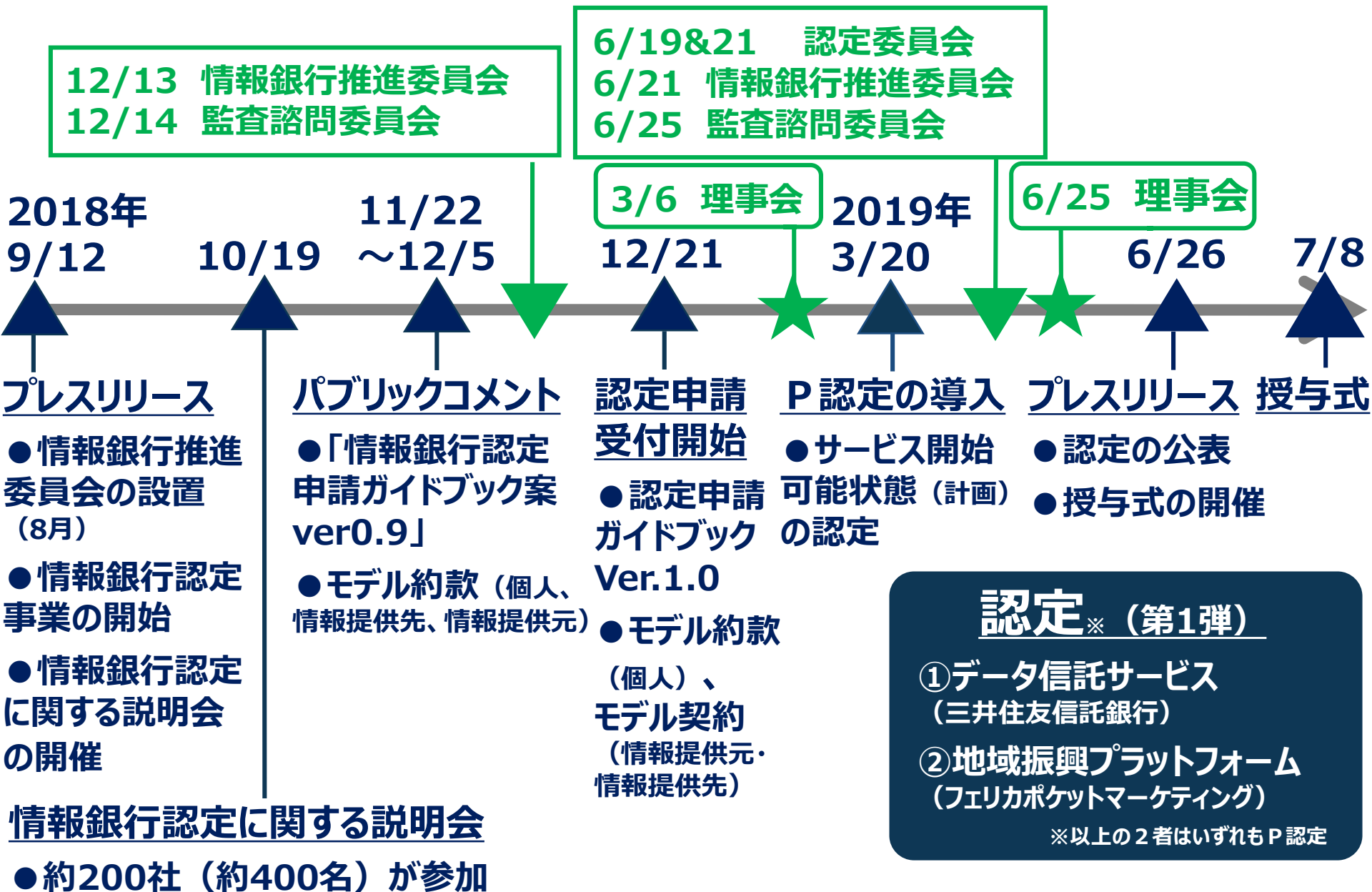


2019年6月3日 G20サイドイベント (個人データの適切な保護と円滑な流通をグローバルに実現するために) にて

# 「情報銀行」認定におけるガバナンス体制



# 「情報銀行」認定に関するこれまでの取組み



「情報銀行」認定マーク・認定証授与式（2019年7月8日）

# 「情報銀行」認定マーク について

崎村 夏彦

情報銀行推進委員会 認定分科会 会長



# 「P認定」の意義

**IT連認定** Trusted Personal Data  
Management Service

**TDMG** SM

**P認定** : **P**lan、**P**reparation、**P**ossible

プライバシー・バイ・デザイン

セキュリティ・バイ・デザイン

# 「P認定」：サービス開始可能認定

サービス開始前で「PDCA運営実施記録」がなくても、一定の安全性を備えた「情報銀行」を認定対象とし、「情報銀行」サービスの開始段階で認定する「P認定」を追加。

P認定について (<https://www.tpdms.jp/file/20190320-1News.pdf>)

1) 認定の定義	・予定している「情報銀行」の運営計画が、サービス開始可能な状態を満たしていることを認定。
2) 申請の対象	・「情報銀行」サービスの開始が決裁されている。 ・「情報銀行」サービスの、全ての計画（P）が文書化されている。 ・PDCAマネジメント計画が決定されている。 ※ P認定取得後に、サービスを開始して、PDCA実施記録を整え、通常の認定を取得することが前提
3) 審査方法	・予定している「情報銀行」の、規定・手順・リスクマネジメントの全ての計画（P）文書を審査。 ・申請事業者における、他の既存サービスでの運営実施記録（PDCA）を確認。
4) 認定の有効期限及び更新	・最長2年間（通常認定の取得まで） ・P認定の更新、再申請は出来ない。
5) 認定マーク	・『P認定』認定マークを使用 ・事業者・IT連盟の双方のウェブページで、P認定の趣旨を同一の内容で説明する。



# 「情報銀行」認定マークのコンセプト



正式名称となる

“Trusted Personal Data Management Service”

の頭文字である、

T. P. D. M. Sの5文字を  
組み合わせてデザイン。

認定団体であるIT連盟の“T”のロゴタイプを出発点に配置。  
信頼を約束する“解けない堅牢さ”をアルファベットの連なりに  
入れたロゴタイプ。

線のウェイト（太さ）をすべて統一することで、公平な審査の  
もと発行される証明であることを表示。

商標出願①（文字）：商願2019-029998

商標出願②（マーク）：商願2019-029999